

川崎市立川崎病院通信



私たちは、地域の基幹病院として、他の医療機関と連携し、「病気」でなく「病人」 を診る心を大切に、安全安心で質の高い医療を、患者の皆さまとともに考え、実践し、健康と福祉の向上を通じて地域社会の発展に貢献することを目指します。



救命救急センタ



▶大解剖スペシャル!!



24時間365日 救急患者を受け入れ続ける 救命救急センターに密着しました!

三次救急の役割とは?

一次救急:軽症患者に対応する一般的な

外来診療

二次救急:入院・手術が必要な重症患者に

対応する救急医療

三次救急:二次救急で対応できない重篤患

者を受け入れる最もハイレベル

な救命救急医療

川崎市内には当院を含めて3ヶ所の 三次救急受け入れ指定病院があります。 川崎南部の地域では当院のみが三次 救急指定病院となっており、主に 川崎南部や横浜市鶴見区の重篤 患者を受け入れています。



二次救急

一次救急



田熊 清継(たくま きよつぐ)

救命救急センター所長より

川崎市南部の地域唯一の救命救急センターとして平成18 年に発足致しました。以降、年間を通じて24時間、救急 科および内科や外科、小児科などの診療科の医師が交代で 診療につき、「命を救う救急医療」を行っています。

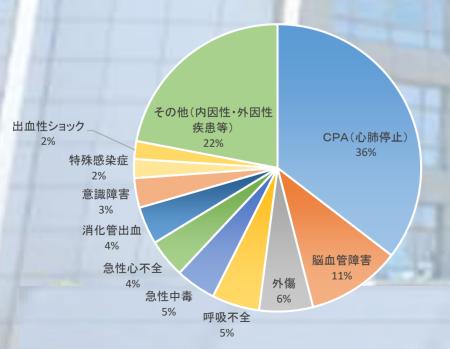
当部門の役割は、命に関わる重篤患者の診断と初期治療で す。継続的な治療が必要な場合は専門診療科に引き継ぎま す。激しい頭痛、嘔気・嘔吐、胸や背部の痛み、息が苦し い、気を失った、会話困難、意識がおかしい、全身の痙攣 、めまい・ふらつき、歩行困難、手足の痺れなどの急な症 状がある方は、重症の可能性がありますので、速やかに救 急車を要請することをお勧め致します。救急救命士が重症 度や、その時点での地域の各病院の状況により、当院を含 **救急科部長・救命救急センター所長 め適切な病院を判断し救急搬送となります。**

> 現在当院では新棟救命救急センターの建設を行う予定であ り、狭隘を解消することでよりスムーズな治療ができるよ うになります。万全な状態でひとりでも多くの救急患者さ んを受け入れられるよう、今後も病院一丸となって救急医 療に取り組んでまいります!

マ救急の応需率

※応需率とは救急車受け入れ要請のうち何台受け入れできたかの割合

令和3年度三次救急患者受け入れ内訳



(令和3年度実績991件内訳)

令和3年度の三次救急受け入れ 患者の内訳です。

24時間365日体制で救急科を 始めとする全ての診療科で救急診 療を行っています。

専門性の高い傷病は、各々の専門 診療科が担当しますが、重篤患者 は複数の傷病を抱えていることが 多く、特に心肺停止、ショック、 意識障害、多発外傷、重症熱傷な どは救急科が初療にあたり、病院 の総力で命の診療を行っています。 厚生労働省の救命救急センター充 実度段階評価では平成30年から 現在まで連続して「S級」の評価 認定を受けています。

新棟救命救急センターを建設します!!



救命救急センター棟 <施設概要> RC(鉄筋コンクリ 1F:初診室(3床)

ート) 造 3階建て 約1600㎡

診察室(2床) 诱視室

2 F: 救命救急病床 (14床) EICU (6床)

3 F:看護師控室

今後想定される人口増、高齢化に 伴う三次救急患者の受け入れを的 確に行うため、救命救急センター の整備を行います。現在9階にあ る救命救急病棟が新棟に移り救急 の外来・入院が集約されることに よって、よりスムーズな診療を行 うことができるようになります。



▲ 重要なお知らせ 「紹介状なし」で受診する場合の 加算料が改定されます。

令和4年4月の診療報酬改定に伴い、令和4年10月より、

「非紹介患者初診加算料」を改定いたします。

「非紹介患者初診加算料」とは大規模病院の混雑緩和を目的として、紹介状を持参されない患者さんに対して7,000円以上の自己負担額をお支払いいただくよう厚生労働省の指導により義務化されているものになります。

地域のクリニックや診療所にて<u>「かかりつけ医」</u>を持ち、当院受診の際は <u>紹介状を持参</u>してご来院するようお願いいたします。 詳細は病院のHPで ご確認ください→



初診の場合

令和4年9月30日まで

医科: 5,500円(税込)

歯科:3,300円(税込)

初診

令和4年10月1日より

医科: /, / 〇〇円(税込)

歯科: 5,500円(税込)

<非紹介患者初診加算料の<u>対象</u>となる方>

- 紹介状を持たずに当院を初めて受診される方。(救急車での来院は除く)
- 当院の他の診療科には受診中だが、本日受診される診療科が初めての方。
- ・以前に当院を受診した事があるが、治療期間が終了した後に再び来院された方。
- ・前回の症状が治まり、若しくは治療が継続していない方。
- 患者さんの任意により治療を中止した後、改めて受診する方。

再診の場合

令和4年9月30日まで

医科: 2,750円(税込)

歯科: 1,650円(税込)

再診

令和4年10月1日より

医科: 3,300 円(税込)

歯科: 2,090円(税込)

<再診患者加算料の<u>対象</u>となる方>

• 医師が他の医療機関を紹介したにも関わらず、継続して当院の受診を希望された方。

[発行元] 令和4年9月27日発行(第46号)

発行責任者:岡 正/編集:広報委員会

事務局:川崎市立川崎病院庶務課 川崎市川崎区新川通12-1 電話:044-233-5521 http://www.city.kawasaki.jp/32/cmsfiles/contents/0000037/37856/kawasaki/